

三種町告示第60号

三種町放任果樹伐採事業補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和8年6月26日

三種町長 田川政幸

三種町放任果樹伐採事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域住民の生活圏にある有害鳥獣を誘引する恐れのある果樹の伐採及び撤去処分を行う者に対し、予算の範囲内で三種町放任果樹伐採事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、かつ、町税等に滞納がないものとする。

- (1) 伐採する果樹の所有者
- (2) 所有者より伐採の同意を得た個人又は団体(自治会等)
- (3) その他町長が特に認めた者

(対象果樹)

第3条 補助金の交付の対象となる果樹は、三種町内の住民生活圏にある柿、栗等の有害鳥獣を誘引する恐れのある果樹であること。

(補助金の額及び対象経費)

第4条 補助金の額は、前条の規定による果樹の伐採及び撤去処分に要する費用の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、5万円を上限とする。ただし、個人伐採は対象外とし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 見積書の写し
- (3) 現況写真
- (4) 伐採同意書(様式第2号)
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 交付申請は、同一の果樹所有者につき1回限りとする。
(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金交付決定書(様式第3号)を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、補助金の交付決定を変更し、又は中止しようとするときは、補助金変更交付(中止)申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の補助金変更交付(中止)申請書の提出があったときは、速やかに審査し、相当と認めるときは、補助金変更交付決定書(様式第5号)を交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、事業完了後、速やかに実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 完了写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の請求手続)

第9条 交付決定者が、事業完了後、補助金を請求しようとするときは、補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

三種町長 様

住 所
団体名
代表者
連絡先（ ）

三種町放任果樹伐採事業補助金交付申請書

三種町放任果樹伐採事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添付のうえ申請します。

1 交付申請額 ￥ _____

2 事業計画

(1) 実施場所 三種町

(2) 実施期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

(3) 事業費負担区分

区 分	事 業 費	摘 要
町補助金額		
自己負担額		
合計		

3 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 見積書の写し
- (3) 現況写真
- (4) 伐採同意書（様式第2号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

三種町放任果樹伐採事業補助金交付申請に当たって、申請者及び所有者の町税等の納付状況を三種町が確認することについて

同意します

※職員使用欄 【本人確認書類】

マイナンバーカード 運転免許証 パスポート
健康保険資格確認書等 その他（ ）

発行責任者及び担当者

・発行責任者 (電話番号 E-mail)
・担 当 者 (電話番号 E-mail)

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

三種町長 様

果樹所有者 住 所
氏 名
電話番号（ ）

伐採同意書

有害鳥獣被害防止対策のため果樹の伐採に同意します。

伐採する果樹の所在地	
伐採する果樹の種類	
伐採する果樹の本数	
受任者（交付申請者）	住 所： 団体名： 代表者：

様式第3号（第6条関係）

指令記号及び番号

年 月 日

様

三種町長

（公 印 省 略）

三種町放任果樹伐採事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった三種町放任果樹伐採事業補助金について、三種町放任果樹伐採事業補助金交付要綱第6条の規定により交付します。

1 交付決定額 ¥ _____

2 交付条件

（1）三種町放任果樹伐採事業補助金交付要綱に従うこと。

（2）事業完了後速やかに実績報告書を提出すること。

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

三種町長 様

住 所
団体名
代表者
連絡先()

三種町放任果樹伐採事業補助金変更交付(中止)申請書

年 月 日付け指令三種農第 号により、交付決定のあった三種町放任果樹伐採事業補助金について、変更(中止)いたしますので、三種町放任果樹伐採事業補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を変更(中止)申請します。

- 1 当初交付決定額 ¥ _____ -
2 変更交付申請額 ¥ _____ -
3 変更差額 ¥ _____ -

4 事業計画

- (1) 実施場所 三種町
(2) 実施期間 当初 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日
 変更 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

(3) 事業費負担区分

区 分	当初事業費	変更事業費	増 減	摘 要
町補助金額				
自己負担額				
合計				

様式第5号（第7条関係）

指令記号及び番号

年 月 日

様

三種町長

（公 印 省 略）

三種町放任果樹伐採事業補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで変更（中止）申請のあった三種町放任果樹伐採事業補助金について、三種町放任果樹伐採事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり決定（取り消し）します。

1 当初交付決定額 ¥ _____

2 変更交付決定額 ¥ _____

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

三種町長 様

住 所
団体名
代表者
連絡先()

三種町放任果樹伐採事業補助金実績報告書

年 月 日付け指令三種農第 号により、交付決定のあった三種町放任果樹伐採事業補助金について、事業が完了したので、三種町放任果樹伐採事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 ￥ _____

2 事業実績

(1) 実施場所 三種町

(2) 実施期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

(3) 事業費負担区分

区 分	事 業 費	摘 要
町補助金額		
自己負担額		
合計		

3 添付書類

- (1) 領収書の写し
- (2) 完了写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

三種町長 様

住 所
団体名
代表者
連絡先()

三種町放任果樹伐採事業補助金交付請求書

年 月 日付け で額の確定のあった三種町放任果樹伐採事業補助金について、三種町放任果樹伐採事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額			
振 込 先	銀 行	支店	
	労 働 金 庫		
	信 用 金 庫	支所	
	農 業 協 同 組 合		
	普通・当座	口 座 番 号	
	フリガナ 口 座 名 義		

発行責任者及び担当者
・発行責任者 (電話番号 E-mail)
・担 当 者 (電話番号 E-mail)